

新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画
(いわみ西保育所)

法人名	社会福祉法人石見さくら会	種別	保育所
代表者	漆谷 光夫	所長	山崎 恵美子
所在地	邑南町矢上 976-1	電話番号	0855-95-0267

新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画

社会福祉法人石見さくら会
いづみ西保育所

第Ⅰ章 総論

1 目的

本計画は、日本国内で新型インフルエンザ等の大流行が懸念される場合に備え、当施設の実施すべき事前対策、感染防止対応ならびに業務の継続・縮小・休止に関する行動基準・実施事項等を定める。

2 基本方針

当施設の社会的責任を全うするため、本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 園児の安全確保	園児は成人に比べ相対的に体力が弱いことに留意して感染防止に努める。
② サービスの継続	園児の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。
③ 職員の安全確保	業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

3 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
① 新型インフルエンザ等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速に蔓延するおそれがあるものに限る）をいう
② 発生段階	国における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」で規定されている新型インフルエンザ等の流行レベルをいう。（表1）
③ 対応ステージ	事態の進展に合わせた段階的な対応を実現するために、本計画では上記「発生段階」をもとに、以下ステージを設定し、ステージ区分ごとに行動方針等を定める。（表1） ・ステージ0：発生段階における「未発生期」 ・ステージ1：同「海外発生期」～「国内発生早期・地域未発生期」 ・ステージ2：同「国内発生早期・地域発生早期～国内感染期・地域発生早期」 ・ステージ3：同「国内感染期・地域感染期～小康期」
④ 感染予防対応	新型インフルエンザ等の発生時に感染予防・感染拡大防止・感染者対応等の観点から必要となる対応事項
⑤ 業務継続対応	新型インフルエンザ等の発生時における業務の継続・縮小・休止等の観点から必要となる対応事項

⑥ 特定接種	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定の確保」に必要不可欠な事業に従事する者に対して臨時に実施される予防接種のこと。
⑦ 濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と長時間居合わせた等により、新型インフルエンザ等への感染が疑われるもの。

(表1) 発生段階と対応ステージ

発生段階			ステージ
段階	状態		
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		ステージ0 (一第II章)
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 各都道府県のいずれかで新型インフルエンザ等の患者が発生している状態	県内及び邑智郡隣接地域での発生なし ステージ1 (一第III章)
		(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	ステージ2-1 県東部で発生 ステージ2-2 邑智郡隣接地域で発生(広島県の隣接地域含む) ステージ2 (一第IV章)
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	ステージ2-3 邑智郡内で発生 ステージ2-4 施設内感染発生
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		小康状態 感染拡大期を經過し、新たな発症例が減少している状況(ステージ1と同様いずれかの都道府県での発症例はみられるものの、その都道府県数が増加傾向にない状況) ステージ3 (一第V章)

注：地域感染期に至らない段階で、自施設で感染者が発生した場合は、ステージ3に準じた対応を実施する。
ステージに応じた対応策を講じることとするが、感染状況等（例えば、県東部で発生しても一定期間に新たな発症が見られない等）により、ステージの変更を行う。

4 業務分類

本計画では、当施設の業務を重要度に応じて4段階（A～D）に分類し、事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小・休止することで、園児の健康・身体・生命を守る機能のできる限り維持する。（表2）

（表2）業務分類

業務	内容	当施設における業務
A	通常時と同様に継続すべき業務	保育、食事 等
B	感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	園児家族等への各種情報提供、空間的分離策の実施、施設内の消毒/感染物の処理、来所者の体温測定、特定接種/集団接種対応 等
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務	行事、外出、交流 等
D	休止・延期できる業務	上記以外の業務

注：当施設の組織自体を維持するために、職員への給与支払い、各種物品の調達/整備/修繕、資金繰り、取引先への支払い等、ヒト・モノ・カネに関する業務も上記「業務A」に位置付ける。

5 主管部門

本計画の主管部は、所長とする。

6 対応全体像

本計画で定める対応全体像は【様式1】のとおり。
以下（第Ⅱ章～Ⅴ章）、ステージごとに対応を整理する。

7 被害想定

本計画の前提とする被害想定は【様式2】のとおり

第Ⅱ章 ステージ0（未発生期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等がまだ発生していない状況。
したがって、対応は、計画のメンテナンス・周知と、ステージ1以降の緊急時対応を見据えた事前準備が中心となる。

1 対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、所長の統括のもと、保育所の関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
計画のメンテナンス		毎年以下の観点からメンテナンスを実施 ☐ 業務分類の妥当性の検証 ☐ 新型インフルエンザ等に関する最新情報（法改正・被害想定改定等）の反映 ☐ 組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映 ☐ 訓練等で洗い出された課題の反映 等	様式3
		定期的に以下の研修・訓練等を実施 ☐ 新型インフルエンザ等感染症の基礎知識に関する研修 ☐ 本計画の内容に関する研修 ☐ 本計画の内容に沿った実動・机上訓練 等	様式4
緊急時対応の事前準備	体制構築	以下に関する検討・見直しを実施 ☐ 緊急時の以下役割分担・代行者の検討 ・全体統括 ・情報収集 ・園児家族等への情報提供 ・感染予防対応に関する業務（業務B）の統括 ・業務継続対応に関する業務（業務A、C、D）の統括 等 ☐ ステージ3（地域感染期）における体制の在り方 ・新型インフルエンザ対策委員会を設置 等	様式3, 5, 6
	感染予防対応	以下に関する検討・見直しを実施 ☐ 園児家族等との連絡方法の整理 ☐ 職員・園児に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育 ☐ 備蓄品管理 ☐ 来所者向け検温ルールの整備 ☐ 職員・園児向け検温・体調チェックルールの整備 ☐ ハイリスク職員※（妊婦、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者等）の把握 ※インフルエンザに罹患すると重篤化する恐れがある者 ☐ 特定接種の登録手続※ ※上記に付随して以下を整理 ・接種対象の特定（例：業務A・B従事者等） ・集団接種体制の確保	様式6 様式4 様式7 様式8 様式9

		(接種対象が100名未満なら登録の事業者団体と体制構築につき協議が必要) □保健所・病院等と特定接種等に関して事前協議	
	業務継続対応	以下に関する検討・見直しを実施 □人員と対応能力の評価・分析 *業務A・Bを遂行するために最低限必要な人員数の把握 *業務A・Bを遂行するために必要なスキルの把握 *職員の家族構成・住所・通勤手段等の把握 等 □出勤情報の集約管理・欠勤可能性検証の方法 □委託業者のサービス継続対応につき事前協議 □備蓄品管理 □健康管理 □近隣施設等と応援要員派遣に関して事前協議 等	様式10 様式10, 11

第三章 ステージ1（海外発生期～地域未発生期）の対応

本ステージにおいては、**新型インフルエンザ等**は発生しているものの、**施設の周辺地域では感染者が発生しておらず、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化していない状況。**

したがって、ここでの対応は、感染状況を中心とした情報収集と、ステージ2（地域発生早期）以降に実施する「感染予防対応」の準備、ならびに、同対応・「業務継続対応」の実施に関する園児家族等への事前アナウンスが中心となる。

1 対応主体 (誰か)

本ステージにおける対応は、所長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	所長	主任保育士
情報収集	クラス担任	主任保育士
園児家族等への情報提供	主任保育士	所長
感染予防対応に関する統括（主に準備）	看護師	主任保育士

2 対応事項 (何をするか)

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
情報収集		主に以下に関する情報を収集 ☐ 新型コロナウイルス等の感染拡大状況 ☐ 国・自治体・保健所等の対応状況 ☐ 委託業者・近隣病院・近隣施設等の対応状況 等	様式3 様式6 様式6
園児家族等への情報提供		園児家族等に、ステージ2（地域発生早期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達。 ☐ 施設来所時のルール（詳細は第四章） ☐ 園児感染（疑）時の対応（同上） ☐ 提供業務の縮小・休止（詳細は第四章、第五章） 等 発生段階「国内発生早期」以降は、適宜以下情報を提供 ☐ 園児の状況 等	様式6 様式6
感染予防対応の実施	個人対応	職員/職員の家族/園児/園児家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ☐ 必要に応じてマスクの着用（手作りマスクの利用可） ☐ 日常的に手洗い、手指消毒（原則アルコール消毒）・うがい・咳エチケット・手指消毒の励行 ☐ 極力人ごみを避ける（2mルールの励行） 等	
	組織対応	施設入口とトイレに以下備蓄品を配備し使用を励行 ☐ アルコール 等 上記のほか以下に関することを実施 【園児・家族】 ☐ 園児及び家族の体調確認 ☐ 感染防止策を講じて通常の事業所内外サービス実施 *感染予防策は原則3密状態の回避、手洗い・手指消毒（原則アルコール消毒）の励行 *事業所外サービスとは、利用者が外出して受けるサービス	様式7

	*事業所外サービスは外部者との接触不可 【職員】 ☐ 毎日1回検温 37.5℃以上の発熱がある場合には、出勤を見合わせるとともに、感染症状が見られる場合は、事業所長及び指定機関への連絡。 ☐ 日常的にマスク着用（手作りマスクの利用可） ☐ 日常的に手洗い・手指消毒（原則アルコール消毒）、うがいの励行 ☐ 施設内行動及び私的外出（勤務日以外含む。）に際しては3密状態を避ける。 ☐ 出張（外泊研修含む）、宴会など会合への参加禁止 ☐ 中国5県及び新規感染者の発生が散発的で一定程度収まっている都道府県【注1】に限り外出を可（※1）とする。但し、中国5県の各県について、注1の判断基準を超えた場合、また感染発症多発地域【注2】と判断した場合は、不要不急の外出を禁止するが必要な往來は認める。必要な往來とは、慶弔、医師の治療が必要な通院、介護等々のやむを得ない事情の場合。この場合、往復時は公共交通機関の利用を避け、長い滞在と目的以外の活動は自粛すること。また、三大都市圏等の感染発症多発地域にやむを得ない事情で外出する場合は、事前に所属長へ報告するとともに、帰宅日を含めて1週間の出勤を見合わせ。但し、帰宅後無症状でPCR検査を受検し、その結果が陰性の場合は出勤を可とする。この場合、受検費用の半額を法人が負担する。 ※1…感染予防策を徹底し、出来るだけ不要不急の外出を控えること。夜の飲食や長時間に及ぶ飲食、多数集まる施設の利用を控えること。 ☐ 行動履歴記載（県外への行動のみ、町内行動の記載は第3段階より） ☐ 家族等の帰省（帰郷、里帰り）の報告。感染発症多発地域から家族等が帰省する場合は、所属長へ報告すること。この場合、帰省者と家庭内で濃厚接触者とならないよう「家庭内感染予防」を励行すること。 ☐ 職員及び同居家族（上記の帰省者がいる場合はその者を含む。）の健康チェックシートの記載及び提出（提出は施設長の指示による） 【取引先】 ☐ 原則利用者との接触禁止（入所禁止） ただし、特別な事情（事業サービスの必要性）がある場合には、体調確認を行い、マスク着用のうえ接触可。 ボランティア及び実習生等定期反復的に利用者サービスのために事業所に入所する場合は、職員の対応策を実施の上接触可（入所可）。 【その他】 ☐ 来訪者や保護者が触れる可能性のあるドアノブなどについて毎日、午前と午後次亜塩素酸水またはアルコール消毒を実施。 ☐ 園児が触れる可能性のあるドアノブや手すり、テーブル、スイッチ等について毎日時間を決めて1回は、次亜塩素酸水又はアルコール消毒を実施。 ☐ 換気を毎日最低2回実施。	
感染予防 対策の準備	以下対応を実施 ☐ 備蓄品のチェック（不足があれば調達） 職員/園児/園児家族/委託業者等に対して、ステージ2（地域発生早期）以降実施	様式7 様式6

	する以下対応に関して情報を事前伝達する。 ☐施設来所ルール（詳細は第Ⅳ章） ☐体温・体調のデイリーチェック（同上）__職員のみ ☐ワクチンの特定接種の同意（同上）__職員のみ ☐感染（疑）者発生時の対応（同上） ☐業務Dの縮小・休止（同上）__職員・園児のみ 等	
業務継続 対応の準備	以下対応を開始する ☐出勤情報の集約管理・欠勤可能性検証 ☐同一法人内での情報共有（ステージ3（地域感染期）以降の応援可能性を確認） ☐過去勤務していたOB・OGへのアプローチ（ステージ3（地域感染期）以降の臨時加務が可能性を確認） ☐近隣施設との情報共有（ステージ3（地域感染期）以降の応援可能性を確認） 等 職員/園児/園児家族等に対して、ステージ3（地域感染期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達する。 ☐業務A・C・Dの縮小・休止（詳細は第Ⅴ章） 等	様式10

第IV章 ステージ2（地域発生早期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が施設の周辺地域で発生しており、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化している一方で、職員や家族に感染者が発生しておらず、業務継続対応に関する本格対応の必要性はまだ顕在化していない状況。したがって、対応は、感染予防対応の本格実施と、ステージ3（地域感染期）以降に実施する「業務継続対応」に関する準備が中心となる。なお、発生状況を「県東部で発生」、「邑智郡隣接地域で発生（広島県の隣接地域を含む）」、「邑智郡内で発生」に区分し、区分に応じて対応する。

1 対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、法人の「感染防止対策本部」と連携を図りながら、所長の統括のものと以下の役割を担う者を構成メンバーとする施設対策本部を設置し、事務所で業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	所長	主任保育士
情報収集	クラス担任	主任保育士
園児家族等への情報提供	主任保育士	所長
感染予防対応に関する統括	看護師	主任保育士
業務継続対応に関する統括	所長	主任保育士

2 対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
情報収集と共有	以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内で共有 ☐ 新型インフルエンザ等の感染拡大状況 ☐ 国・自治体等の対応状況 ☐ 委託業者・近隣病院・近隣施設等の対応状況 ☐ 職員・職員家族・園児の感染状況 ☐ その他園児家族・委託業者等の感染状況 等	様式3 様式6 様式6 様式5, 11 様式6, 11
園児家族等への情報提供等	適宜以下情報を提供 ☐ 園児の状況 等	様式5
感染予防対応の本格実施	職員/職員の家族/園児※/園児家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ※実施可能な者に対してのみ依頼 ☐ 必要に応じてマスクの着用（手作りマスクの利用可） ☐ 日常的に手洗い、手指消毒（原則アルコール消毒）・うがい・咳エチケット・手指消毒の励行 ☐ 極力人ごみを避ける（2mルールの励行） 等	
	以下（表3）の実施	
	ステージ2-1（県東部で発生）	
組織として対応	利用者 ☐ 2020年12月25日邑南町からの保護者への通達による対応 ☐ ステージ1の対応策を継続	

		職員	☐ 毎日2回検温 ☐ 上記以外はステージ1の対応策を継続	
		取引先	☐ 県東部の納入業者の出入り禁止 ☐ 上記以外はステージ1の対応策を継続	
		その他	☐ 利用者が触れる可能性のあるドアノブ、手すり等について、毎日時間を決めて2回、テーブルについて使用の都度次亜塩素酸消毒実施。 ☐ 換気を随時5分から10分程度実施 ☐ 利用者が帰宅後、30分以上換気を実施 ☐ 上記以外はステージ1の対応策を継続	
		ステージ2-2（邑智郡隣接地域で発生） 広島県の隣接地域含む		
		利用者	☐ 2020年12月25日邑南町から保護者への通達による対応	
		職員	☐ 37℃以上となっていなくても通常より体温が上昇している或いは、のどの痛み、倦怠感等感染定状がある場合には、事業所長と相談の上、自宅待機（1日程度）とし、身体の状態を観察する ☐ 行動履歴記載（町内含む） ☐ 上記以外はステージ2-1の対応策を継続	
		取引先	☐ 玄関対応 ☐ 特別な事情がない限り、町外納入者の出入業者の出入り禁止。 ☐ 上記以外はステージ2-1の対応策を継続	
		その他	☐ ステージ2-1の対応策を継続	
		ステージ2-3（邑智郡内で発生）		
		利用者	☐ 2020年12月25日邑南町から保護者への通達による対応 【町内（郡内）で感染者が発生した場合・家庭で保育が可能な場合は、家庭で保育】 → 町内で発生した場合、接触者も特定されており、市中感染との判断が成されないときは、「感染の予防に留意した飢えで通常開所（令和3年5月6日邑南町） ☐ BOPに基づいてサービス制限	
		職員	☐ 通勤を除き、町外への、不要不急の外出を禁止。 ☐ 勤務体制は、災害時の非常勤務体制に準じた体制とする ☐ 上記以外はステージ2-2の対応策を励行	

		取引先	☐ ステージ2-2の対応策を継続（ボランティア、実習生は入所不可）	
		その他	☐ ステージ2-2の対応策を継続	
	業務継続対応の準備	以下対応を継続実施する ☐ 出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討 ☐ 同一法人内での情報共有（ステージ3（地域感染期）以降の応援可能か確認） ☐ 過去勤務していたOB・OGへのアプローチ（ステージ3（地域感染期）以降の臨時勤務が可能か確認） ☐ 近隣施設との情報共有（ステージ3（地域感染期）以降の応援可能か確認） ☐ 施設内感染が発生した場合を想定した対応シミュレーション（トレーニング）等		様式 10, 11

(表3) 感染予防対応（組織として対応）の本格実施				
項目			対応事項	関係 様式
施設関係者に感染（疑） 者が発生していない時 から対応 （発生後も継続対応）	備蓄品配備		☐ 必要な備蓄品を配備	様式7
	業務B① 来所に関する ルール	マスク着用	☐ ＜対職員・園児家族・委託業者等＞ ☐ 施設内でのマスク着用を依頼 ☐ 入口受付に依頼文を掲示 ☐ 入口受付に持参しない方用にマスクを一定数配置	様式6 様式7
		施設入口・トイレでのアルコール使用	☐ ＜対職員・園児委託業者等＞ ☐ 施設入口・トイレにアルコールを設置 ☐ 施設立ち入り前、トイレ使用後の手の消毒を依頼 ☐ 入口受付に依頼文を掲示 ☐ 園児の消毒をサポート	様式7
		公共交通機関による来所禁止	☐ ＜対職員・園児家族・委託業者等＞ ☐ 極力、公共交通機関を使つての来所を制限 ☐ 不可能な場合はラッシュ時を避けて来所を依頼	
		不要不急の来所禁止	☐ ＜対園児家族・委託業者等＞ ☐ 不要不急の来所を制限 ☐ 取引先利用者との接触禁止	
		来所者への施設入口での検温実施	☐ ＜対園児家族・委託業者等＞ ☐ 施設入口に非接触型体温計を設置 ☐ 施設立ち入り時の体温チェックを依頼 ☐ 体温が37.5度以上ある場合は立ち入りを制限 ☐ 入口受付に依頼文を掲示	様式7 様式8
		体調不良者の立ち入り禁止	☐ ＜対園児＞ ☐ 登園前に自宅で検温し、37.5度以上ある場合は自宅で待機 ☐ ＜対職員＞ ☐ 体調不良者の出勤禁止 ☐ ＜園児家族・対委託業者等＞ ☐ 体調不良者の立ち入りを制限 ☐ 入口受付に依頼文を掲示	様式9 様式8
		ハイリスク職員の出勤禁止	☐ ＜対職員＞ ☐ ハイリスク者※の出勤停止 ※妊婦、慢性疾患、COVID、免疫抑制剤服用者等	
	業務B② その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	☐ ＜対職員・職員家族＞ ☐ 毎朝出勤前の検温と結果記録を依頼 ☐ 検温結果が37.5度以上の場合、その他体調がすぐれない場合は、上長への報告を義務化 ☐ 上長は、上記報告に対して以下のとおり対応 ＊職員本人が37.5度以上ある場合、その他体調がすぐれない場合は出勤停止 ＊職員家族が37.5度以上ある場合、その他体調がすぐれない場合の職員の出勤可否は適宜判断 ☐ ＜対園児＞ ☐ 自宅で検温を実施し、登園時に保護者から結果を伝えてもらう ☐ 園児のうがい・手洗い・排泄チェック	様式9
		状況に応じてワクチン接種	☐ ＜対職員・サービス提供に欠かせない委託事業者＞_ 特定接種 保健所から特定接種実施の通知（総枠・対象者数等）を受けた後、以下を実施。 ☐ 接種実施医療機関等と日程を調整 ☐ 対象者に接種につき説明し同意をとりつけ、接種医療機関等に接種予定者名簿を提出 ☐ ワクチン接種を実施	様式6
	業務Dの 縮小・休止	実習生・ボランティアの受け入れ休止	☐ 実習生・ボランティアの受け入れを休止	
		不要不急の行事休止	☐ 不要不急の行事を休止 ※園児のストレスにならないよう配慮が必要 ☐ 研修会、宴会等会合への参加禁止	
		不要不急の外出・会議の休止	☐ 職員・園児の不要不急の外出を休止 ※感染地域が報告されている地域への不要不急の外出を禁止 ※園児のストレスにならないよう配慮が必要 ☐ 職員の行動履歴の記載 ☐ 外部（近隣施設・委託業者等）との不要不急の会議を休止	
	業務A・C・Dの業務体制の縮小		☐ 最低限の人数で業務を遂行するようシフトを検討	
施設関係者に感染（疑） 者が発生した場合の緊急対応	施設内で発症	情報収集・報告	☐ 施設内で感染（疑）者を発見時の上長への報告を義務化 ☐ 状況に応じて、自治体・保健所等に報告	様式9 様式6
		発症者にマスクを装着させる	☐ N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染（疑）者にマスクを装着※	様式7
		空間的隔離を実施	☐ N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、状況に応じて、空間的隔離も実施	様式7

		施設からの退出を依頼	<職員・園児家族・委託業者等が発症> ☐ 施設からの帰宅を依頼 <園児が発症> ☐ 家族に連絡を入れ状況報告し、お迎えを依頼する ☐ 登所時期については、感染症についての意見書様式第1号を医師に記入してもらってから登所してもらう（登園可能日より登所）	様式5, 6 様式6

		消毒	☐ N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染（疑）者が接触した箇所を中心に清掃を実施	様式7
		濃厚接触者の来所禁止	☐ 発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認 ☐ 可能な限り、感染者等に発症前2週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 ☐ 上記情報から濃厚接触者を確定※ ※組織実態に応じて臨機応変に判断 ⇒（参考）濃厚接触者とする例 *感染者と同居している者 *感染者と食事等をともにした者 ☐ 該当者に2週間の来所を禁止	様式5, 6 様式5, 6
		情報開示	☐ 感染していることが確定した場合、状況に応じて、その情報を関係者に伝達 ☐ 状況に応じて、施設入口に情報を掲示	様式5, 6
	施設外で発症	情報収集	<対職員> ☐ 本人・家族が感染した場合の上長への報告を義務化 <対園児家族・委託業者等> ☐ 感染者の来所が発症から2週間以内であった場合の報告を依頼	様式9
		報告	☐ 状況に応じて、自治体・保健所等に報告	
		感染者の来所禁止	☐ 感染者に2週間の来所を禁止	様式5, 6
		消毒	☐ 可能な限り、発症前1週間の行動（施設内のどこに行って、何を触った）を確認 ☐ N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、上記情報をもとに消毒を実施	様式7
		濃厚接触者の来所禁止	☐ 可能な限り、感染者等に発症前2週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 ☐ 上記情報から濃厚接触者を確定 ☐ 該当者に2週間の来所を禁止	様式5, 6 様式5, 6
		情報開示	☐ 状況に応じて、感染者発生情報を関係者に伝達 ☐ 状況に応じて、施設入口に情報を掲示	様式5, 6

第V章 ステージ3（地域感染期～小康期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が施設内でも発生しており、感染拡大防止に関する本格対応のみならず、業務継続に関する本格対応の必要性が顕在化している状況。

したがって、対応は、ステージ2（地域発生早期）から本格実施している感染予防対応の継続実施と、業務継続対応の本格実施が中心となる。

なお、小康期においては、各対応を事態の進捗に応じて段階的に縮小していく。対応の詳細はステージ「小康状態」のとおり。

1 対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、前ステージ同様、対策本部にて実施する。

2 対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
情報収集と共有		以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内で共有 ☐ 新型インフルエンザ等の感染拡大状況 ☐ 国・自治体等の対応状況 ☐ 委託業者・近隣病院・近隣施設等の対応状況 ☐ 職員・職員家族・園児の感染状況 ☐ その他園児家族・委託業者等の感染状況 等	様式3 様式6 様式6 様式5, 11 様式6, 11
園児家族等への情報提供		適宜以下情報を提供 ☐ 園児の状況（罹患状況・ワクチン接種状況等）	様式6
感染予防対応の本格実施	個人対応の依頼	職員/職員の家族/園児※/園児家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ※実施可能な者に対してのみ依頼 ☐ 必要に応じてマスクの着用（手作りマスクの利用可） ☐ 日常的に手洗い、手指消毒（原則アルコール消毒）・うがい・咳エチケットの励行 ☐ 極力人ごみを避ける（2mレールの励行） 等	
	組織として対応	第IV章（表3）の継続実施	
		ステージ「小康状態」	
		利用者 ☐ ステージ1の対応策を継続	
		職員 ☐ 出張（外部研修含む）は、新たな発症例が2週間以上みられない地域での実施で、感染予防策（3密とならない対応策）が講じられていることが確認できる場合は参加可 ☐ 宴会・食事は大人数（基準10名以上）となる場合を除いて参加可。ただし、開催時点で感染発症例が見られる地域では不可 ☐ 町内での会合、サークル活動（本会施設内での活動含む）等は町民限定の場合は	

			参加可 □ 県外への外出時にのみ行動履歴記録記載 □ 上記以外はステージ1の対応策を励行 □ 職員がワクチン接種により抗体がある場合は、上記の対応策を原則解除する	
		取引先	□ ステージ1の対応策を継続 □ ワクチン接種により利用者及び取引先とも感染リスクの低減がはかられていることが確認できる場合は、原則第1段階の対応策を解除する。	
		その他	□ ステージ1の対応策を継続	
業務継続対応の本格実施		以下（表4）の実施		

(表4) 業務継続対応の本格実施

項目		対応事項	関係様式
業務の絞り込み	業務Dの縮小・休止	☐ 業務Dの縮小・休止を検討・実施	
	業務Cの縮小・休止	上記対応後、以下の順に検討・実施 ☐ 行事・外出・交流などの規模・頻度の縮小を検討・実施 ※感染予防の観点から園児の体力的に大きな負担となる活動などは控える。但し、過度なストレスとならないよう、なるべく通常と同じような生活をおくれるよう配慮が必要。	
業務手順の変更 (省力化等)	業務Aの業務手順の変更	業務Dの縮小・休止後、以下を検討・実施する ☐ 調理員が出勤出来ないような状況の時には、昼食は弁当を家庭で用意してもらう	様式7
ヒトのやりくり	出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討・シフト変更	☐ 職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証 ☐ 上記「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と合わせ、業務遂行のためのシフト変更実施	様式10, 11
	同一法人内別組織への応援要請	☐ 上記シフト変更の結果、人手不足が発生することが見込まれる段階で、同一法人内別施設等に応援を要請 ☐ 他事業所へ応援可否検討	様式6
	OB・OG活用	☐ 上記シフト変更の結果、今後人手不足が発生することが見込まれる段階で、OB・OGに対し出勤を依頼 ※感染者である可能性があることに留意	様式6
	地域応援要請	☐ 上記シフト変更の結果、今後、人手不足が発生することが見込まれる段階で、連携する施設等に応援を要請 ※感染者である可能性があることに留意	様式6
その他	委託業者の確保	☐ 委託業者の稼働情報を適宜入手 ☐ 上記情報を、上記「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の判断材料とする	様式6
	備蓄品の確保	☐ 業務内容変更によって使用する備品を配備	様式7
	過重労働・メンタル対応	前提として、以下を実施する。 ☐ 勤務時間管理をしっかりとやる ☐ 日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者がでないように努める	

以上

＜更新履歴＞

更新日	更新内容
2020年7月13日	作成
2020年12月25日	改定
2021年9月27日	改定
令和4年4月1日	連絡先リスト
令和5年4月17日	連絡先リスト

＜添付様式＞

NO	様式	備考
1	新型インフルエンザ等対応全体像	
2	新型インフルエンザ等被害想定	
3	新型インフルエンザ等に関する情報入手先	
4	新型インフルエンザ等に関する研修素材	
5	施設内職員連絡網	
6	施設外連絡先リスト	
7	備蓄品リスト	
8	来所者立ち入り時体温チェックリスト	
9	職員・園児体温・体調チェックリスト	
10	職員属性管理リスト	
11	感染者管理リスト	

様式1 新型インフルエンザ等対応全体像

対応項目				ステージ ⇒	ステージ0		ステージ1		ステージ2		ステージ3	
				発生段階⇒	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期	
							地域未発生期	地域発生早期	地域感染期			
主な対応事項					・計画メンテナンス ・計画の周知 ・各種対応の事前準備	・情報収集 ・感染予防対応の準備 ・感染予防対応/業務継続対応の事前アナウンス			・感染予防対応の本格実施 ・業務継続対応の準備		・感染予防対応の継続 ・業務継続対応の本格実施	・段階的縮小
体制	組織			・主管部門による統括 ・緊急時体制の在り方検討	・各担当者による役割遂行			・対策本部を組成した組織一丸対応				
	役割分担	全体統括		・役割分担・代行者の検討	・実施							
		情報収集			・実施							
		園児家族等への情報提供		・連絡方法等の整備	・連絡体制構築		・実施					
		感染予防対応に関する業務(業務B)の統括 業務継続対応に関する業務(業務A、C、D)の統括						・実施				
感染予防対応	施設関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応※ ※発生後も継続して対応	個人対応の依頼	マスク・手洗い等の対策実施を依頼	・事前教育	・実施							
		組織として対応	備蓄品(感染予防対応用)の配備		・備蓄管理	・配備(また、不足分を見越して調達)						
			業務B① 来所に関するルール	来所時のマスク使用		・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施・受付掲示・予備用意					
				入口/トイレでのアルコール使用		・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施・受付掲示					
				公共交通機関による来所禁止		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施					
				不要不急の来所禁止		・園児家族/委託業者等に事前案内	・実施					
				来所者への施設入口での検温実施	・管理ルールの整備	・園児家族/委託業者等に事前案内	・実施・受付掲示					
				体調不良者の立ち入り禁止		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施・受付掲示					
				ハイリスク職員の出勤禁止	・該当者の把握	・該当職員に事前通知	・実施					
			業務B② その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	・管理ルールの整備	・職員/園児家族等に事前案内	・実施					
				状況に応じてワクチン接種	・方針整備/事前登録等	・職員/委託業者等に事前案内	・同意とりつけ		・接種(体制が整い次第)			
		業務Dの縮小・休止	実習生・ボランティアの受け入れ休止		・職員/園児/園児家族に事前案内	・実施						
			不要不急の行事・危険を伴う交流等の休止		・職員/園児/園児家族に事前案内	・実施						
			不要不急の外出・会議の休止		・職員/園児/園児家族/委託事業者等に事前案内	・実施						
	施設関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応	組織として対応	業務A・C・Dの業務体制縮小	最低限の人数で業務を遂行するようシフト検討	・人員と対応能力等の分析	・職員に事前通知			・同上			
			施設内で発症	情報収集・報告		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設内で発症者がした場合)					
				発症者にマスクを装着させる		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設内で発症者がした場合)					
				空間的隔離を実施		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設内で発症者がした場合)					
				施設からの退出を依頼		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設内で発症者がした場合)					
				病院に搬送	・病院との事前連携	・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設内で発症者がした場合)					
				消毒		・職員に事前通知	・実施(施設内で発症者がした場合)					
施設外で発症	濃厚接触者の来所禁止		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設内で発症者がした場合)								
	情報開示		・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設内で発症者がした場合)								
	施設外で発症	情報収集・報告		・職員/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設外で発症者がした場合)							
		感染者の来所禁止		・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設外で発症者がした場合)							
		消毒		・職員に事前通知	・実施(施設外で発症者がした場合)							
		濃厚接触者の来所禁止		・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内	・実施(施設外で発症者がした場合)							
業務継続対応	業務の絞り込み	業務Dの縮小・休止		・業務分類の整理	・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内					・実施		
		業務Cの縮小・休止		・業務分類の整理	・職員/園児/園児家族/委託業者等に事前案内					・実施		
	業務手順の変更(省力化等)	業務Aの業務手順変更		・業務手順変更の検討	・関係者(職員・園児・園児家族等)に事前連絡					・実施		
	ヒトのやりくり	出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検証・シフト変更		・人員と対応能力等の分析 ・クロストレーニング	・情報集約開始					・実施		
		法人内での人繰りの検討										
		OB・OG活用			・OB/OGへのアプローチ					・実施		
		地域応援要請		・近隣施設等との事前連携	・近隣施設等との情報共有					・実施		
	その他	委託業者の確保		・委託業者との事前連携	・委託業者との情報共有					・実施		
		備蓄品(業務継続用)の確保		・備蓄管理						・配備		
		過重労働・メンタル対応		・病院との事前連携						・実施		

様式2 新型インフルエンザ等被害想定

＜死傷者数、流行期間、ピーク時欠勤率等＞

政府 想定	感染（罹患）者数	3,200 万人	（感染率…人口の25%）
	医療機関受診者数	2,500 万人	
	入院者数	200 万人	（感染者入院率・6.25%）
	死亡者数	64 万人	（感染者死亡率・2%）
	流行期間	2 ヶ月	（1回の流行の波に対し）
	感染ピーク時欠勤率	40%	

政府想定 of 参考文献は以下の通り

- ・「新型インフルエンザ対策政府行動計画(平成25 年6 月)」
- ・「新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25 年6 月)」新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
- ・「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定(一つの例)」(平成21 年2 月)

＜発生段階ごとの被害想定概要＞

		海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
感染速度		0～2 週間	2～4 週間	4～12 週間	12 週間後～
感染状況		某国で感染発生	国内で感染者第一号が発生	感染者がピーク	感染者は減少し、一部地域で感染が継続
社員の出勤状況		(平常通り)	一部で欠勤 (家族の感染など)	欠勤率40% 社内感染発生	徐々に出勤回復
社会インフラ	電気 水道 ガス	(平常通り)	(平常通り)	一部で支障 (人員不足で障害 対応の遅延など)	(平常通り)
	鉄道 バス	(平常通り)	発生地域を中心に一部支障	運行減少 (鉄道等で間引き運行を実施)	徐々に回復
	航空 旅客	発生国からの 帰国増加。 国内空港で水際 対策開始	(平常通り)	(平常通り)	(平常通り)
	銀行 証券			取扱業務の一部縮小 窓口業務の一部中断	徐々に回復
	外部 関係 先	(平常通り)	一部で委託業務の遅延・縮小	委託業務の遅延、 中断	徐々に回復

様式3 新型インフルエンザ等に関する情報入手先

＜新型インフルエンザ等に関する主な情報入手先リスト(2015年2月現在)＞

内閣官房・新型インフルエンザ等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html 【内閣官房HP＞新型インフルエンザ等対策室】
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/ 【外務省HP＞渡航関連情報＞海外安全ホームページ】
厚生労働省感染症情報	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html 【厚生労働省HP＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞健康＞感染症情報】
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html 【厚生労働省戸山研究所舎HP＞国立感染症研究所＞感染症疫学センター】
日本医師会インフルエンザ総合対策：	http://www.med.or.jp/jma/influenza/ 【日本医師会HP＞日本医師会＞インフルエンザ総合対策】
〇〇都道府県・新型インフルエンザ等対策	http://www.
△△保健所	http://www.

様式4 新型インフルエンザ等に関する研修資料

研修教材(2015年2月現在)

(1) 新型インフルエンザの基礎知識 (厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-08.pdf 【厚生労働省HP＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞健康＞感染症情報＞新型インフルエンザ(A/H1N1)対策関連情報＞「新型インフルエンザ対策ガイドライン」について＞事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン＞「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の第2章】
(2) 新型インフルエンザ等対策について (厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/inful-poster25c.pdf 【厚生労働省HP＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞健康＞感染症・予防接種情報＞インフルエンザ対策＞啓発ツール＞新型インフルエンザ等対策について】
(3) 正しい手の洗い方 (厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf 【厚生労働省HP＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞健康＞感染症・予防接種情報＞インフルエンザ対策＞啓発ツール＞手洗いポスター】
(4) 高齢者介護施設における感染対策マニュアル (厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/dl/130313-01.pdf 【厚生労働省HP＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)の公表について」】

＜理事長・園長＞

<〇〇 (事務担当) >

<〇〇 (現場担当) >

22

<行政>

＜医療機関＞

＜委託業者・取引先等＞

＜同一法人他施設・その他近隣施設＞

〈園児家族〉

別紙かちえれ

23

様式7 備蓄品（感染予防対策用品、業務継続用品）リスト

注：最低限、3日分をめに備蓄すること

<感染予防対策用品リスト>

品名	数量	保管場所	消費期限	備考（配布記録等）
不織布マスク	50枚×10	倉庫		
消毒用アルコール（擦式手指消毒剤）	4.5L×3	倉庫		
液体せっけん（シャボネット）	5kg×2	倉庫		
次亜塩素酸ナトリウム	20ℓ×3	会議室		
N95 マスク				
ゴム手袋（使い捨て）	250枚×8	倉庫		
ゴーグル				
ペーパータオル	200枚×150	倉庫		
トイレットペーパー	60ロール	倉庫		
タオル	100枚以上	サロン室		
毛布	55枚	各部屋		
漂白剤（次亜塩素酸ソーダ）	5kg×1	倉庫		
ビニール袋	大400枚 手提げ式600枚	事務所		
加湿器	6台	会議室整理棚		
体温計	15本	各部屋・体調不良児室		
非接触型体温計	6台	体調不良児室		

（注：施設・事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追記・削除してください。）

＜業務継続用品リスト＞

[illegible]

(注：施設・事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追記・削除してください。)

様式8 来所者立ち入り時体温チェックリスト

注: 備え付けの非接触型体温計で検温願います。体温が37.5度を超える場合は立ち入りをご遠慮いただいておりますので予めご了承願います。

月日	立ち入り 時間	退出時 間	企業名 (園児のご家族の場合 は記載不要)	氏名	訪問先 (立ち入り者名/担当者名など)	訪問先属性 (いずれかに○)	検温結果 (体温を記載)	備考
10/10	10:10	11:11	〇〇食品	〇〇 〇〇	〇〇課・〇〇	園児／職員	36.5 度	←記載例
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		
/	:	:				園児／職員		

様式9 職員体温・体調チェックリスト

職員及び同居家族等の健康チェックシート チェック対象者の氏名【 ①____、②____、③____、④____、⑤____、⑥____、⑦____、⑧____ 】

チェック者サイン																	
月日 チェック項目	(例) 10/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 体温 (37.5度以上 ⇒ ×)	○																
2 鼻水	○																
3 せき	○																
4 くしゃみ	×																
5 全体倦怠感	○																
6 下痢	○																
7 嘔吐	×																
8 咽頭痛	○																
9 関節痛	○																
10 その他																	
問題ある項目 (該当者氏名)	4 (一郎 ① 7 (花子 ②)																
チェック者サイン																	

毎月事業所長、施設長へ提出 注1)上記チェック項目ごと対象者全員が問題なければ○印、一人でも症状があれば×印をつけ該当者を特定 注2)チェックの結果、家族に発熱など症状がみられれば出勤を見合わせる事(感染拡大対応策の各段階をご確認ください) 注3)毎日記載のこと 注4)帰省等のご家族も対象とすること(帰省中及びその後通算期間2週間、帰省日数の長短に関わらず報告対象)(新たな発症例が1カ月以上確認されていない地域【都道府県単位】は報告対象から除く) 注5)職員及び家族がPCR検査等受ける場合は速やかに事業所長施設長へ報告とし、本チェックシートも添付(対象職員は出勤停止の為FAX またはメール)すること(※PCR検査受診の情報は事業所所長施設長限とすること)

様式10 職員属性管理リスト

1 徒歩30分以内で施設まで来られる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先
〇〇	〇〇	〇〇〇〇	妻 子 (12, 15 才)	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇 自宅～当施設 徒歩 10 分、自家用車 3 分	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇 〇
.....					

2 徒歩30分～1時間で施設まで来られる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先
〇〇	〇〇	〇〇〇〇	妻 子 (15 才) 要介護者 1 名	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇 自宅～当施設 徒歩 60 分、自家用車 15 分 電車利用 20 分、最寄 駅〇〇駅	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇 〇
.....					

3 施設に来るまで徒歩で1時間以上かかる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先
〇〇	〇〇	〇〇〇〇	妻 子 (5 才)	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇 自宅～当施設 徒歩 4 時間、自家用車 なし 電車利用 45 分、最寄 駅〇〇駅	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇 〇
.....					

様式11 感染者管理リスト

<職員／園児>

報告日	属性 (いずれかに○)	職員⇒所属 園児⇒ 部屋番号	氏名	感染者 区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	発症日から○週間前までの間の行動 (感染者が会った職員 名・触った施設箇所等)	管理 完了
10/10	職員／ 園児	〇〇課	〇〇〇〇	本人／ 同居家族	10/5	10/20	△△と夕食を食べた／ 〇号室で嘔吐した	
/	職員／ 園児			本人／ 同居家族	/	/		
/	職員／ 園児			本人／ 同居家族	/	/		
/	職員／ 園児			本人／ 同居家族	/	/		
/	職員／ 園児			本人／ 同居家族	/	/		
/	職員／ 園児			本人／ 同居家族	/	/		
/	職員／ 園児			本人／ 同居家族	/	/		
/	職員／ 園児			本人／ 同居家族	/	/		

<その他>

報告日	企業・組織名	氏名	発症日	発症前 直近の 施設訪問日	発症日から○週間前までの間の行動 (感染者が会った職員名・触った施設箇所等)	管理 完了
10/10	〇〇食品	〇〇	10/5	10/9	〇〇課〇〇と面談した	済
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		